

屋外広告物禁止路線のお知らせ（鈴鹿市）

（令和 8 年 3 月）

現在、鈴鹿市における鉄道及び道路の禁止路線は、高速道路（両側 500m 以内の区域）のほか下記の路線（両側 100m 以内の区域）です。（概略図は、裏面をご覧ください）

なお、このことについては、三重県屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定によります。

- 1 JR 関西本線 [高岡町地内の県道四日市鈴鹿線との交差点～木田町地内の市道国分 374 号線との交差点]
(昭和 57 年 7 月 1 日から施行・最終改正 平成 21 年 4 月 1 日)
- 2 国道 23 号中勢バイパス (4 工区～7 工区) (平成 19 年 10 月 1 日から施行)
(4 工区 (鈴鹿 (安塚) 工区)は令和 5 年 11 月 19 日開通)
- 3 都市計画道路鈴鹿中央線 [汲川原橋南詰交差点～国道 306 号線との交差点]
(平成 20 年 2 月 29 日から施行)
- 4 ①国道 306 号伊船バイパス (平成 22 年 4 月 1 日から施行)
②国道 306 号伊船バイパス延伸路線 (平成 30 年 10 月 16 日から施行)
(延伸路線は平成 31 年 2 月 8 日開通)
- 5 県道上野鈴鹿線 [白子町字野瀬地先～サーキット道路 (通称) との交差点]
(平成 22 年 5 月 27 日から施行)
- 6 ①県道鈴鹿環状線 (通称・磯山バイパス) [市道稲生三丁目 332 号線との交点から市道磯山四丁目 169 号線との交点] (平成 26 年 4 月 1 日から施行)
②県道鈴鹿環状線 (通称・磯山バイパス) 延伸路線 [鈴鹿市徳田町字間瀬口 614 番 2 地先から市道稲生三丁目 332 号線までの区間] (令和 8 年 3 月 19 日から施行)
- 7 市道御薊 149 号線 (平成 26 年 4 月 1 日から施行)
- 8 市道御薊 161 号線 (平成 26 年 4 月 1 日から施行)
- 9 市道国府 526 号線 (平成 26 年 4 月 1 日から施行)

・禁止地域の詳細は、鈴鹿市ウェブサイト>シティガイド>地理情報>屋外広告物規制区域でご確認ください。

【問い合わせ先】 鈴鹿市 都市計画課 計画・景観 G 電話 059-382-9063

